

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 17 条に 基づく女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）に基づき、特定事業主行動計画の中の「女性の職業選択に資するもの」を公表します。

なお、職務内容、勤務形態が職種により異なることから、職員を行政職（事務職、技師、保育教諭等）、消防職、病院医療職（市民病院事務局以外の病院勤務職員）の 3 つのまとまりに分けて示しています。

1 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（平成 30 年 4 月 1 日）

	男性	女性	総計	女性の割合
行政職	115 人	10 人	125 人	8.0%
消防職	15 人	0 人	15 人	0.0%
病院医療職	35 人	14 人	49 人	28.6%
総計	165 人	24 人	189 人	12.7%

2 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（平成 30 年 4 月 1 日）

	男性	女性	総計	女性の割合
行政職	470 人	186 人	656 人	28.4%
部長職	12 人	1 人	13 人	7.7%
次長職	20 人	0 人	20 人	0.0%
課長職	83 人	9 人	92 人	9.8%
係長職	137 人	41 人	178 人	23.0%
主任・係員	218 人	135 人	353 人	38.2%
消防職	129 人	2 人	131 人	1.5%
部長職	1 人	0 人	1 人	0.0%
次長職	2 人	0 人	2 人	0.0%
課長職	12 人	0 人	12 人	0.0%
係長職	33 人	0 人	33 人	0.0%
主任・係員	81 人	2 人	83 人	2.4%
病院医療職	76 人	180 人	256 人	70.3%
部長職	2 人	1 人	3 人	33.3%
次長職	3 人	2 人	5 人	40.0%
課長職	30 人	11 人	41 人	26.8%
係長職	11 人	19 人	30 人	63.3%
主任・係員	30 人	147 人	177 人	83.1%
総計	675 人	368 人	1043 人	

3 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（平成 30 年度）

休暇種別	対象者	取得者	取得率	休暇の内容
配偶者 出産休暇	29 人	22 人	75.9%	配偶者の出産にかかる入退院の準備や付き添い、出産の立会い、出生届の手続き等のために、配偶者が入院する等の日から出産後 2 週間以内の間に、2 日間取得できる。
育児参加 休暇	29 人	13 人	44.8%	配偶者が出産する場合に、その出産にかかる子又は就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のために、産前 6 週間前の日から出産後 8 週間を経過するまでの間に、5 日間取得できる。

4 年次休暇等の取得日数（平成 30 年）

	目標値	平成 30 年
全職員	1 人平均 12 日以上	10.6 日